

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成18年 4 月 第 2 回訂正分)

株式会社 翻訳センター

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、証券取引法第 7 条により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年 4 月19日に近畿財務局長に提出し、平成18年 4 月20日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成18年 3 月27日付をもって提出した有価証券届出書及び平成18年 4 月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,200株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し975株（引受人の買取引受による売出し）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成18年 4 月18日に決定したため、これに関連する事項を訂正するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

2 【募集の方法】

平成18年 4 月18日（火）に決定された引受価額（322,000円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社（以下「第 1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（350,000円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第 3 条の 2 に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

< 欄外注記の訂正 >

（注） 5. の全文削除

3【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の記載の訂正＞

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）１．」を「350,000」に訂正。

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）１．」を「322,000」に訂正。

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）３．」を「１株につき350,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) １．発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。

公募増資等の価格の決定に当たりましては、300,000円以上350,000円以下の仮条件に基づいてブックビルディングを実施いたしました。

その結果、以下の点が特徴として見られました。

① 申告された総需要株式数は、公開株式数2,175株（公募株式数1,200株及び売出株式数975株）を十分に上回る状況であったこと。

② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③ 申告された需要の相当数が仮条件の上限価格に集中していたこと。

上記ブックビルディングの結果、公募増資等の価格は公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規公開株に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスクなどを総合的に勘案して、１株につき350,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は１株につき322,000円と決定いたしました。

２．「２ 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格 (350,000円) と平成18年４月11日（火）に公告した商法上の発行価額（255,000円）及び平成18年４月18日（火）に決定した引受価額 (322,000円) とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額 (１株につき322,000円) は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

７．新株式に対する配当起算日は、平成18年４月１日（土）といたします。

（注）７．の全文削除及び８．の番号変更

4【株式の引受け】

＜欄内の記載の訂正＞

「引受けの条件」の欄：２．引受人は新株式払込金として、平成18年４月27日（木）までに払込取扱場所へ引受価額と同額 (１株につき322,000円) を払込むことといたします。

３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額 (１株につき28,000円) の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

(注) １．上記引受人と平成18年４月18日（火）に元引受契約を締結いたしました。

２．引受人は、上記引受株式数のうち、21株については、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「358,800,000」を「386,400,000」に訂正。

「差引手取概算額（円）」の欄：「345,800,000」を「373,400,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（注）1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額373,400千円については、設備投資として販売管理システムに150,000千円、ネットワーク及びデータ送受信のセキュリティー増強資金として60,000千円、データバックアップ用サーバー設置資金として50,000千円を充当し、残額を運転資金に充当する計画であります。

なお、設備投資に充当するまでは、安全性の高い金融商品にて運用する計画であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成18年4月18日（火）に決定された引受価額（322,000円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格350,000円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「316,875,000」を「341,250,000」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「316,875,000」を「341,250,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

（注）3. 4. の全文削除

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

＜欄内の記載の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「350,000」に訂正。

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「322,000」に訂正。

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき350,000」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「（注）3.」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

証券会社の引受株式数 新光証券株式会社 975株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき28,000円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成18年4月18日（火）に元引受契約を締結いたしました。